

おおい町教育大綱

平成 29 年 3 月

福井県おおい町

1 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、町長が定めるおおい町の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本的な方針です。

また、この大綱において、第2次おおい町総合計画に基づく教育施策の中で、今後10年に講じる具体的な重点施策について定めます。

2 計画期間

この大綱が対象とする期間は、第2次おおい町総合計画との整合性を図るために、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの10年間としますが、時代潮流の変化に合わせて柔軟に見直しを行います。

3 本町が目指す教育の姿

ふるさとへの愛と誇りを育み、豊かな交流で伸ばす教育

穏やかな川の流れが山と里、そして海をつなぐ豊かな自然環境と、地域の絆や豊かで優しい人情に恵まれたおおい町では、その特色を活かして、少子高齢化時代の、未来を支える人材育成に努めなければなりません。

また、町の総合的な教育力の向上のためには、町民一人ひとりがふるさと“おおい”との絆を大切にし、全体を俯瞰しながら課題を共有し、連携・協働して取り組まなければなりません。

そして、ふるさとへの愛と誇りや、健やかでたくましい心を育み、広い視野を持ち、社会性豊かな、生きる力がみなぎる人材を育成します。

さらに、地域の人々から歴史と伝統を学ぶとともに、様々な交流によって学びを高めます。

4 基本施策

(1) 生涯学習の充実

町民一人ひとりが自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる学習機会を充実し、生涯学習の成果を人々と社会に還元する循環の機会を拡充します。さらに、身近にスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ活動を充実するとともに、スポーツを通じた交流人口の増加を図ります。

(2) 学校教育の充実

学ぶ楽しさへの気づきを促し、学習意欲の向上に努め、基礎的な知識・技能の習得はもとより、思考力・表現力を育成し「確かな学力」や「生きる力」を育みます。また、体験・交流活動により、地域を愛する豊かな心を育成するとともに、体力の向上を図ります。さらに、ＩＣＴ機器のさらなる活用や外国語教育の充実、アクティブ・ラーニングの導入を図り、特色ある教育を推進します。

(3) 地域教育の推進

家庭、学校や地域の教育力を連携し、地域が一丸となった地域教育を推進します。また、新たなリーダーの発掘・育成を進めるとともに、お互いの人権を尊重し、男女がともに活躍できる地域を目指して取り組みます。さらに、町民が主体的に文化・芸術にふれあう場を充実し、ふるさとの芸能や伝統文化の保存、継承、創造を図るとともに、文化財や歴史を積極的に発信し、文化面での交流を進めます。

(4) 青少年の健全育成

家庭、学校や地域社会等の連携を強化し、幅広い視野と多様な価値観を養います。また、国際交流や地域間交流を活性化し、幅広い分野で活躍できる資質や能力を育み、社会参加を促します。さらに、青少年教育、指導活動や相談事業を充実し、日常的な善い行いの顕彰に努めるとともに、問題を早期発見し、積極的な生徒指導を行うことによって規範意識の低下を防ぎます。

5 重点施策

「第2次おおい町総合振興計画」の基本施策を本大綱の基本施策と位置付けるとともに、以下の重点施策に取り組みます。

(1) 生涯学習の充実

- ①生涯学習体制の充実
- ②生涯学習環境の充実
- ③スポーツ活動の推進
- ④スポーツレクリエーション活動の場の充実
- ⑤交流の促進

(2) 学校教育の充実

- ①「確かな学力」と「生きる力」「学ぶ喜び」の育成
- ②特色ある教育の推進
- ③教育環境の整備

(3) 地域教育の推進

- ①地域教育の充実に向けた環境整備
- ②人権教育の推進
- ③文化・芸術活動の促進
- ④交流の促進

(4) 青少年の健全育成

- ①子どもに関わる団体のネットワーク化による連携強化
- ②ジュニアリーダーの育成
- ③子どもを地域で育てる取組の推進
- ④社会参加や交流の促進

※ 重点施策の詳細については、別途「おおい町教育方策」で定める。